# COOP-JOSO News Letter

## 常総生活協同組合 ※行/副理事長 大石

発行/副理事長 大石 tel 050-5511-3926 2013年度活動テーマ さあ、いよいよ本格的に

くらし見直し・総点検

### 【ものづくり 人づくり 地域づくり】

7/11 東海第2原発 運転差止訴訟 第3回□頭弁論(水戸地裁)

最高裁が全国の裁判官を集めて「原告住民の意見陳述をさせるな」と 指示したと伝えられる中、東海第2原発訴訟でも、原告住民の弁論、

今回も認められず。原告らの異議申立で法廷は騒然。



- ○裁判長「原告住民による弁論は今日は留保します」
- ○原告ら「異議あり!」
- ○裁判長「黙りなさい! |
- ○原告魚住さん

「どうして裁判長は裁判を起こした当の原告、わたしたち住民の意見を聞いてくれないんですか?わたしたちは福島でこれだけ大きな災害を起こしてしまったんです。誰が悪い彼が悪いのではなく、全員が問われているんです。このような災害は二度とおこしてはならない。次の未来の子どものいのちを守ってやる親としての責任があるんです。ここまで生きてきてしまった我々の責任なんです。この住民の訴えをきちんと裁判所が受け止めて、同じ国民の立場に立って裁判長には判定してもらいたいだけなんです。そういう思いで陳述を認めて欲しいと言っているのです。そして裁判所のみなさんも福島の現地に行って欲しい。今どうなっているか、福島の人たちの生活が破壊されている現状をつぶさに知って欲しいんです」

### ○裁判長「今日は留保します。いつ認めるかは進行協議で」

○原告側弁護士「原告らが民事訴訟法にもとづいて異議申立 しているのに、それに答えずに進行協議には応じられません」





裁判には生協の組合員・生産者は じめ、たくさんの原告、賛同者が集 まってくれました。(裁判後、茨城県 弁護士会館での記者会見場にて)



### 東海第2原発 運転差止訴訟 第3回弁論

### 住民側意見陳述をさせない水戸地裁。裁判序盤から異様な進行



生協の組合員・生産者も50人も原告になっている「東海第2原発運転差止訴訟」の第3回弁論が、7/11日水戸地裁で開かれました。

水戸地裁は、原告総勢266名が全員法廷に入りきれないために、裁判所内で弁護士さんから説明を受けることを「集会」と決めつけて、控室の利用を禁止し、裁判所から原告住民を締め出しました。

法廷では、前回から論争となっていた福島 事故の被害の現実をもって東海第2原発の 事故の可能性と広範な住民の生命・身体への 被害の危険性の訴えを、裁判長は「後回し」 としたことに対して、今回は弁護団が総力を あげて「福島事故の被害の実相とその法的意 味」についての準備書面を提出したことから、 裁判長はしぶしぶ弁護士による弁論は認めま した。

しかし、今回も私たち常総生協組合員であ り、有機農業生産者の魚住さんの弁論だけは 「留保」して認めませんでした。

法廷では原告住民が民事訴訟法による裁判 長の進行に対する異議申立を行い、それに対 して裁判長が「黙りなさい」と言ったことか ら騒然となり、魚住さんが「どうして裁判長 は住民の声を聞けないのか」と問いただして もそれには答えないまま、混乱の中裁判長は 「閉廷」を宣言して法廷から去ってしまいま した。

最高裁はこの春、全国の原発裁判を担当する裁判官を勉強会の名目で招集し、その中で「原告住民の意見陳述はさせるな」と指示したと伝えられています。裁判長が住民の生の声を聞くと動揺して住民側に気持ちが傾き、公正中立性を欠くことになるというのが理由のようです。

最高裁や国は、住民や国民の生の声をいちばん怖がっている様子です。裁判長が、この地で生活して放射能に対する恐怖や子どもたちの健康への不安、自然への汚染がない安心の社会を求めている住民の声を聞き、二度と原発事故をおこしてはいけないと思ってもらえるまで、一人ひとり原告住民が法廷に立ってあきらめずに訴えてゆこうと思います。

### 裁判長の裁判の進め方(訴訟指揮)

「原告による"東海第2原発が過酷事故を起こした場合の損害"の陳述は留保する」

「原告住民の意見陳述に法的意味があるとは思えない」 「住民の被害については整理が困難になるから裁判終 結前にまとめてやってもらいたい」

「まず、設置・運転の許可の適法性について審理する」 (適法であれば、住民の被害について論じる根拠はな くなるから裁判の手間が省ける)

### (原告) 住民側代理人 (弁護士) の主張

「原発事故によって住民の生命・身体・財産・生活、コミュニティーがいかに破壊されるかは、人格権の侵害をめぐる差止請求の重要な要件事実である」(周辺住民の生命・身体への被害へのおそれは、原発の運転差止を請求する根拠となる)

「原子炉規制法の"災害の防止上支障のないこと"とは、 周辺住民への被害、侵害がないことを指示しているもの」 「従って、原告住民らの被害の意見陳述は原発の運転の 差止を求める重要な要件事実である。原告らの弁論に は法的に重要な根拠がある」

「原発事故による福島の人々の状況は、憲法 13 条に規定する生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利は最大限尊重されることに違反して、違憲状態である。」「原発事故による被害は憲法で保護された人権を不可逆的に侵害するものであり、生活基盤が根こそぎ破壊されるものである」

### (被告)日本原電の主張

「原発には絶対的安全性はもとめられていない。社会通念上容認される事故は、既に発生した事故(福島第一原発事故)を基準にするものではない。十分な安全対策を講じているので福島事故と同様な事態が発生する可能性は無視し得る程度に低い」

### (被告)国の主張

「設置許可の審査は、基本設計と基本設計の安全性に係る事項に限られており、住民の被害などは審査の対象ではない。司法での審査は基準の不合理性、審査過程に過誤・欠落があったかどうかだけを審査すべき。」「裁判長から釈明を求められた原告適格は原告が立証すべきこと」(国が東京・神奈川の住民は原告になる資格なしと主張したことに対する釈明を求められて)

第3回弁論では、原告側 代理人によって、「日本原電 には経理的基礎がなく安全 性を確保する経済基盤なし」 と、「原発事故による深刻な 被害は原告らの請求の根本 を基礎付ける請求原因であ る」の弁論が行われました。

経理的基礎の弁論では、 日本原電の経営悪化は震災 前の2010年よりはじまっ ており、2012年度末で有 利子負債は 2,000 億円を超 え、借入のための借入をし ている破綻状態。敦賀原発 の廃炉費用も不足していて 数年のうちに 2,500 億円の 損失となり資金破綻する。

このような経営状況なの に、使用済核燃料再処理を めぐる六ヶ所村日本原燃へ の前払いや株式引受をおこ なったり、電力会社から廃 炉費用をもらえるなどとし ている不明瞭な経理処理に ついても指摘し、経営資料 や契約書等の提出も求めま した。

日本原電は震災後稼働で きずに、その経費は東電や 関電の電気料金に転嫁され て支えられており、その額 は3年間で4,200億円、 2016年までには6,000 億円の国民負担となること が示されました。

> の見通しを示した。 経営状況に追い込まれると

2016年までに国民負担

住民側弁護団によると①

敦賀発電所2号機は運転再 は6000億円を超える②

て事業転換を決断し、

社の「パイオニア」とし を請け負う「廃炉専門会 長海第2原発運転差止訴訟 3回口頭弁論記者会見

だ」と主張した。 なく、構造的な問題 「原発災害の際、生命 その上で、原電には

して認めなかった。

これに原告は「異議は

意見陳述が認められな

利」「『黙れ』という

発言を撤回しろ」など

前回の口頭弁論でも

整理が困難になる」と「う」などと命令した。

工したことについての 置や防潮堤の工事に着 イルター付きペント装 た。東海第二原発のフ 力がない」と結論付け や財産の損失を補う能 が継続できないと判断 内は騒然とした。審議 傍聴席の原告たちは裁 て異議を申し立て、廷 判長の指揮に声を上げ

農業被害を訴える準備 した新谷晋司裁判長は 第一原発事故で受けた 閉廷を宣言した。 原告男性(テニ)が福島 かったことから、傍聴 席に座った多くの原告

に座った原告を原告と 新谷裁判長は傍聴席

が「異議あり」と大声にいた。新谷裁判長は がない。閉廷する」と 法廷から出た。 「もう、しょう

に抽選していた。

一の説明は禁止事項の

今回の口頭弁論前

法律で認められた権 と反論し、押し問答が 用の席に座る人を独自 原告団は開廷前に原告 説明を受けていた。 また、地裁敷地内で

し、弁護士から裁判の

第三回口頭弁論で、

| | 谷裁判長は「裁判所の | すれば退廷してもら | れるのは | 部だけ。待 | と訴えた。しかし、新 | い」「これ以上、発言 | 内の当事者席などに座 | 西六十六人のうち、廷 かった原告らが待機 合室では、傍聴できな 内の一室を待合室とし て用意された。原告 論までは、地裁から妊 よると、前回の口頭弁 大石光伸原告団長に

聯長の<br />
廷内騒然、<br />
異議

t

東京新聞(7/12)

東海第二原発訴訟

# 口頭3 弁論回 原告側 損失補う能力なし

れない」と断じた。

原電側は「過去の判

一質が放出される事態の

民らが求めた訴訟の第三回口頭弁論が十一日、水戸地裁で開かれた。原告側は 議を申し立てる中、新谷晋司裁判長の判断で閉廷した。 して差し止めを訴えた。原告の意見陳述は前回に続いて留保され、原告団が異 窓告の原電が経営難だと指摘し、事故が起きた場合に損失を補う能力がないと 東海村の日本原子力発電(原電)東海第二原発の運転差し止めなどを周辺住

原電の経一処理費用などに圧迫さ一化し、今後四年間で二一害や今後の災害予測を 抜きにして、東海第二 と回答した。 出した書面で「争う」 と主張したことに、提 と同等か、それ以上の いことが要求される」 事故が絶対に発生しな 発に福島第一原発事故 原告側が前回、

で、水戸地裁内に設け

られていた原告側の待一する裁判を受ける権利

災に伴う原子炉停止や 積されると説明。「震

稼働の遅れが原因では

原告の陳述認めず

|原発の安全性は論じら|の安全対策を続けるこ|告団は「水戸地裁は敷 さらに東海第二原発 | 論から廃止された。原 | 裁を批判する。 合室が、第三回口頭弁 を侵害している」と地

あらためて示した。 れていない」との説を 対的な安全性は求めら 可能性は、社会通念上 保たれる」などと主張る。追及していく」と 無視し得る程度に低くても構わないと読め 裁 0 対応を批判

東海第二原発訴訟|地内から原告を締め出 原告側の待合室廃止で

低ければ、事故が起き 対決姿勢を強めた。

し、憲法三二条が保障

に会見を開き「確率が 原告弁護団は閉廷後 「集会」にあたるため

内での集合や抽選も避 があったという。敷地 今後一切、待合室を認 が説明するのは当然の けないと原告団に連絡 けるよう求められた。 人れない原告に弁護士 大石団長は「法廷に

いる。 常に残念だ」と話して 行為。地裁の対応は非 (妹尾聡太)

# 地元無視「安全は でに由郷を終えた。金子の社に称く前身、皮膚でに由郷を終えた。金子の社に称る中間であり

日本原電は地元自治体との協議・ 合意なくベント装置や防潮堤工 事に着工し、裁判当日、再稼働 申請する方針を発表した。

差し止め訴訟 東海第2原発 れる③敦賀発電所1号機は 民側試算で見通

2号機が廃炉になるなどし 発電(原電)の累積欠損 村白方)を持つ日本原子力 側は、東海第2原発(東海 訟の第3回口頭弁論が11 たら、ここ数年のうちに2 予定通り敦賀原発1、 で開かれ、 水戸地裁(吉田豊裁判 海第2原発差し止め訴 原告側住民 るのこれらに伴い、基本料 は原電方針通り20%削減を 予定通り16年度で廃炉とす らむと試算できるという。 反映させると累積欠損が膨 図る―などを損益計算書に 収入の根拠を失う⑤人件費

も、早期に全国の廃炉事業 摘し、原発の再稼働より Ļ ても収入が変わらない以 ずに東海第2を再稼働させ ば経営は一層悪化すると指 これ以上の設備投資をせ 余計な設備投資をすれ みの補償を」などと訴え い」「チェルノブイリ法並

500億円を超える厳しい

郎さんの「被害論」の意見 陳述をめぐり、今回も裁判 所と意見が対立した。 弁論では、 原告の魚住道

れるなど資金を確保するこ 回復を図って資金を借り入 現実的な道と指摘し

故の被害状況を報告しなが ら、「チェルノブイリの悲 例やチェルノブイリ原発事 さらに、 福島原発事故での被害 人格権に基づ

劇を繰り返してはならな 常陽新聞(7/12)

### 【8月は平和を考える月間】 ※ (5/28~6/2) つくばで開催されました「親子で知ろう戦争と暮らし展」で紹介されたお話を順次掲載します。

# あったことを隠して無くすことは罪です。

語り手 金城圀弘さん(土浦市在住。沖縄県出身)、聞き手 理事長 村井和美

5/28 につくば市で開催されました「親子で語ろう戦争と暮らし展」で戦時中の沖縄の様子をお話頂きました沖縄県出身の金城圀弘さん(土浦市在住)。金城さんのお宅に、御礼とお借りした資料



をお返しに訪問しました。その時のお話をご紹介します。

### ■沖縄にとっての6月23日。

「6月23日が過ぎましたね」と私。「部族の日、利用され続けた屈辱の日でもあり…」。金城さんは静かに一言ずつを噛みしめて語ります。そうです。忘れてはならない平和を祈る特別な日、沖縄で組織的な戦いが終わった日です。ですが、

その後に至っても戦いは続き、市 民は追いやられて行き場が無く、 多くの命が失われたと歴史は語っ ています。



### ■沖縄でなく、日本の問題として。

「沖縄にとって、と言いますがそうでなく、日本、なんです。沖縄の問題だと片付けてしまうのは差別でしょうね。いろんな問題すべてがつながっています。オスプレイも基地問題も沖縄の事として語られるうちは、本当の日本でない

ように思います」と金城さん。また、解っていても変えられない多くのことがあるとも。

### ■やっぱり、多くに人に知ってほしい。

常総生協の平和の集い展での「戦争のお話を聞く会」の初日、金城さんの時間帯の集まりは少人数で、もったいなく、とても申し訳なく・とお詫びしたところ、受けて金城さんは言います。「大丈夫!たった一人でもしっかり語りを聞いてくださる人がいる。きっと気持ちは伝わります。そのことが大切ですし、嬉しいですよ」。それでも、「学校などで多くの皆さん

が聞いてくださると、もっとうれしいです」と答えが返ってきました。



#### ■あったことを隠して無くすことは罪。

茨城県の「沖縄県人会」の会長を2期務められた経緯からも、退職後はブログ等も開設し、より多くの人に沖縄のことを伝えていらっしゃいます。また「平和にとっぷり浸かっている私たちは新たに自覚をしよう。歴史認識は1日にしては変えられない。あったことを隠してなくすことは罪です」と。

今後もますますのご活躍をお祈りしました。

### 戦争と暮らし展に参加して(牛久地区組合員 青柳孝子さん)

今回の展示は、いつの時代も巻き添えになりやすい、最も弱い立場の子ども、女性、親子にスポットをあて、戦争が始まったら子ども達の生活や日常の暮らしがどう変わってしまうのか、戦争を知ってもらうための展示会でした。

私は「戦争中の暮らし」のパネル展示を担当しま した。戦争時代に子ども達のようすを撮影してある 写真を探しに地元の図書館に行きました。

写真集「子どもたちの昭和史」(大月書店)がありました。写真集の中には高等女学校の生徒は学業を奪われて軍服作りが日課となり、子どもたちは防寒のための軍需品としてのウサギの皮のためにウサギを飼っていた様子などをパネルにしました。展示はしませんでしたが、目の不自由な子ども達までが軍事教練され「戦力」とされた時代でした。

来館者の中には、「私たちも女学校の時、竹ヤリやったのよ」、「私たちが初めて男女共学になった時だったの」、「学校の校舎が兵舎になったのよ」、「アメリ

カの戦闘機グラマンが、アメリカ兵の顔が見えるくらいの低空飛行で機銃を放ち、恐ろしかった。周りは火の海になった」と、当時のことを話してくれま





太平洋戦争のパネルを見ながらお父さんが小学生の娘さんに語りかけている姿も見られました。また、戦争を体験した方々のお話は言葉では言い表わせられないものがあります。

私たちは戦争が起きたらどうなるか、経験はして いなくとも想像することはできます。

戦争体験のお話をもっとたくさんの方々に聞いて ほしいと思いました。

今、大切なことは、平和について学び、語ってい くことではないでしょうか。

この展示会のためにたくさんの方々にご協力頂き まして本当にありがとうございました。